#### 答申

#### 1 審議会の結論

福岡県知事(以下「実施機関」という。)が、平成30年1月11日29田保福第322 16号で行った個人情報部分開示決定(以下「本件決定」という。)は妥当である。

## 2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

## (1) 審査請求に係る対象個人情報

審査請求に係る対象個人情報(以下「本件個人情報」という。)は、「苦情・相談対応」に記載された審査請求人の個人情報である。

## (2) 本件個人情報の開示決定状況

実施機関は、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」 という。)第17条第1項の規定により、本件個人情報のうち、別表1記載の「不開示 とした情報」欄について、条例第14条第1項第5号に該当するとして不開示とし、その 余の部分は開示している。

# 3 審査請求の趣旨及び経過

#### (1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、全開示を求めるというものである。

#### (2) 審査請求の経過

- ア 審査請求人は、平成29年12月15日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定により、本件個人情報の開示請求を行った。
- イ 実施機関は、平成30年1月11日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に 通知した。
- ウ 審査請求人は、平成30年1月15日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。
- エ 実施機関は、平成30年2月21日付けで、福岡県個人情報保護審議会に諮問した。

#### 4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 実施機関と各機関との間で正当なやり取りがなされていたか疑問に思うため、本件決定の取消しを求める。

(2) 公正な措置通報がなされていたか、強制力のある法律に基づいた診察を短期間の間に同じ病院の医師が行うことについて疑問に思う。

#### 5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由は、別表1の「不開示とした理由」欄記載のとおりである。

### 6 審議会の判断

## (1) 本件個人情報の性格及び内容について

当審議会において本件個人情報を見分したところ、本件個人情報は、当審議会の過去の答申(別表1の「過去の答申」欄記載のとおり。以下「過去の答申」という。)において審査対象となっており、その性格及び内容は、過去の答申で判断したとおりの性格及び内容である(別表1の「本件個人情報の性格及び内容」欄記載のとおり)。

# (2) 本件個人情報の条例第14条第1項第5号該当性について

当審議会において、本件個人情報を見分したところ、本件個人情報は、過去の答申の審査請求に係る対象個人情報に含まれていることが確認できた。また、過去の答申に係る審査請求人は、本件審査請求における審査請求人と同一人物であることも確認した。さらに、実施機関が本件決定において不開示とした部分については、過去の答申における判断(別表1の「答申での判断」欄記載のとおり)を変更すべき特段の事情の変化も認められない。

以上を勘案すると、本件個人情報のうち実施機関が不開示とした部分は、過去の答申と同じ理由により、条例第14条第1項第5号に該当すると判断される。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

# 別表1

本件個人情報	不開示とした情報	該当号	不開示とした理由	過去の答申	本件個人情報の 性格及び内容	答申での判断
「苦情・相談対応」	相談内容	第5号	医療機関に対する苦情等の相談業務を適切に実施するためには、苦情や相談内容について、客観的かつ具体的な情報に基づいて対応する必要がある。よって、これらの情報を開示することにより、相談者の反応等に配慮して記載を簡略化したり正確に記載することを躊躇するなど、記載内容の形骸化をもたらし、苦情等の相談業務の適正な執行を著しく困難にするおそれがあるため、条例第14条第1項第5号に該当し不開示とした。	答申第102号	答申第102号 6(2)コ 記載のとおり	答申第102号 6(6)イ(カ) 記載のとおり